国定公園事業執行協議 (認可申請) 書

公園法第 16 条第 2 項	(第3項)の舞	規定により、次のとおり協議(申請)します。
		年 月 日
千葉県知事		様 申請者の氏名(押印又は署名)及び住所 法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名(押印又は署名)
公 園 施 設 の 種 類		
公 園 施 設 の 位 置		
公園施設の規模・構造		
公園施設の 管理又は経営 の 方 法	経営方法	直営 委託 (受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通 年 季 節 (供 用 期 間)
公園施設の 供用開始の 予定年月日		年 月 日
工 事 施 行 の 予 定 期 間		年 月 日 着工 年 月 日 完了

考

備

(注)

- 1 添付書類 (ただし、協議にあっては(1)、(2)、(6)から(10)まで及び(13)を、運輸施設に関する公園事業にあっては (7) から (10) まで及び (12) を除く。)
 - (1) 個人にあっては、住民票の写し
 - (2) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (3)公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - (5)公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業 区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の配置図
 - (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
 - (7)公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内 訳を記載した書類
 - (8) 法人にあっては、申請の日の属する事業年度前3年の各事業年度における貸借対 照表及び損益計算書(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事 業年度に係るもの)
 - (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (10) 事業資金を調達することができることを証する書類
 - (11) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該 工事に付随する工事の内容を明らかにした書類(工事の施行によって発生する廃材 又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。)及び縮尺 1:1,000 以上の図面
 - (12) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - (13) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用 することができることを証する書類
 - (14) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号) の規定により土地又 は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要 とする理由書

2 その他

- (1)「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舎等の公園事業の名称 及び種類を記載すること。
- (2)「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番 (地先)を記載すること。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別添2に定める 記載事項を参照の上記載すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
 - ウ 運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には以下の事項を記載すること。 ただし、運輸施設にあっては、イ、エ及びカを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあっては、供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5)「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

- ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、 認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並 びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7)公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、公園事業者の人格の変更を伴うため、現公園事業者(個人)には廃止届出をした上で、法第16条第3項の規定により法人から公園事業の執行認可申請をすること。
- (8) 不要の文字は、抹消すること。
- (9) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。